

平成25年4月1日

建設業退職金共済制度の加入について

建設業退職金共済制度（建退共制度）は、建設業に従事する労働者の福祉の増進を図るため、労働者が建設業から離職する際に退職金を受給するための制度です。

この制度は、工事ごとに異なる建設業者の下で働くことが多い建設労働者の勤務実態に合わせて、労働者がどこで働いても建設業に従事した日数を通算して退職金が支払われる仕組みとなっています。

市が発注する建設工事の工事費には、建退共の掛金（共済証紙の代金）を現場管理費として計上し、この制度の普及に努めています。

- 1 建設業を営んでいる方は、他の退職金制度を利用している場合も含めて、建退共制度に加入してください。詳細は、建設業退職金共済事業本部のホームページ等で確認してください。

建設業退職金共済事業本部広島県本部

広島市中区八丁堀11-28 朝日広告ビル5階

電話 082-221-0138

<http://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/>

- 2 建設工事の受注者は、共済証紙を購入し、労働者が勤務した日数分の共済証紙を共済手帳に貼付し消印をしてください。工事を下請けに出すときは、共済証紙を下請負人へ配布又は共済証紙購入費を下請負代金へ計上してください。

- 3 市が発注する請負代金額300万円以上の工事（平成25年4月1日以降に契約したものに限る。）の受注者は、契約後1ヶ月以内に掛金収納書（共済証紙の購入時に発行される領収書）を監理課へ提出してください。雇用する労働者が建退共制度の対象とならない場合はその理由（退職金制度を設けている、中小企業退職金制度に加入している等。）を報告してください。

請負代金額300万円未満の工事の受注者は、監理課からの指示を受けた場合に提出又は報告をしてください。